

社会福祉法人 北友会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<取り組み内容>

- 施設内掲示板等に諸制度に関するパンフレット等を掲示し、周知する。
- 必要とする職員を把握し、支援内容について検討する。

目標2：全職員の時間外・休日労働時間等の平均を各月30時間未満とする。

<取り組み内容>

- 時間外労働及び休日労働等の原因を分析し、各部署における問題点を検討していく。
- 定時退社の推進について管理職員から職員へ啓発を行う。

目標3：要因充足環境の強化

<取り組み内容>

- 令和7年4月～ 病気休暇・誕生日休暇制度導入
全体会議・社内LAN等による職員への周知

目標4：育児休業取得率の100%維持

<取り組み内容>

- 施設内掲示板・社内LAN等を通じて職員への周知と利用の啓発・促進を行う。
- 必要とする職員を把握し、制度・内容について直接周知する。